

# 日本史(19)「平安王朝の形成① 平安遷都と蝦夷との戦い／平安時代初期の政治改革」

○今回のポイント

## 【平安遷都と蝦夷との戦い】

(1)[1. \_\_\_\_\_]

- ①道鏡政権後、[2. \_\_\_\_\_]によって光仁天皇が擁立される。
- ②行財政の簡素化や公民の負担軽減など、政治再建政策につとめる。
- ③光仁天皇、渡来系氏族の血を引く[3. \_\_\_\_\_]と婚姻して子ども → 後、桓武天皇として即位

## (2)遷都

☆桓武天皇、仏教政治の弊害を改め、天皇権力を強化するために、平城京から遷都。

- 784年 [4. \_\_\_\_\_]遷都
  - ・桓武天皇の腹心で長岡京造営を主導した[5. \_\_\_\_\_]が暗殺される。  
→首謀者とされた[6. \_\_\_\_\_](桓武の弟)、[7. \_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_]らが退けられる
- 794年 [8. \_\_\_\_\_]遷都 → 山背国を[9. \_\_\_\_\_]と改める。

## (3)蝦夷の反抗

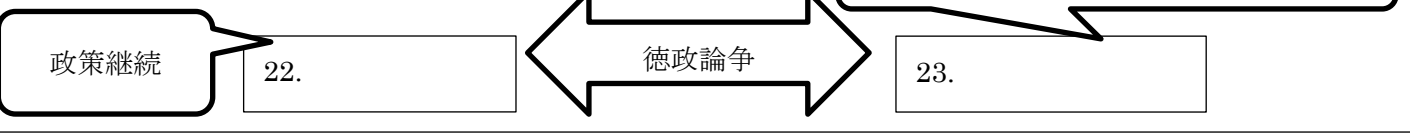
- ①奈良時代の東北平定
  - ・陸奥側…[10. \_\_\_\_\_]を起点として北上川沿いに北上して城柵を設ける。
  - ・出羽川…[11. \_\_\_\_\_]を拠点に日本海沿いに勢力を北上。
- ②東北開拓
  - ・城柵のまわりに関東地方から[12. \_\_\_\_\_]と呼ばれる農民を移住させて開拓を進める。  
↳帰順した蝦夷は[13. \_\_\_\_\_]として関東以西の各地に移住させた。
  - ・城柵を拠点に、蝦夷地域への支配の浸透が進められる。
- ③[14. \_\_\_\_\_]
  - ・光仁天皇の780年、帰順した蝦夷の豪族:伊治咎麻呂が[15. \_\_\_\_\_]をおとしいれて焼いた大規模反乱。  
のちの三十数年にわたって戦争が相次ぐ。

## (4)坂上田村麻呂の登場

- 桓武天皇の789年 征東大使[16. \_\_\_\_\_]、阿弭流為に大敗。
    - ・北上川中流の胆沢地方を制定しようとした。
  - 桓武天皇の802年 征夷大將軍[17. \_\_\_\_\_]、阿弭流為を帰順させる。
    - ・鎮守府を多賀城から[18. \_\_\_\_\_]へ移す。
    - ・803年北上川上流に[19. \_\_\_\_\_]を築造。東北経営前進拠点。
  - 日本海側でも米代川流域まで律令国家の支配権がおよぶ。
- 嵯峨天皇の時、文室綿麻呂が派遣され、水害に会った志波城にかわり[20. \_\_\_\_\_]を築き平定を完了。

(5)[21. \_\_\_\_\_]

・蝦夷征討と平安京造営の二大政策(軍事と造作)に関する論争。



【平安時代初期の政治改革】

(1)桓武天皇の改革…長い在位期間(任 781~806)のうちに天皇の権威を確立 → 積極的に政治改革

(2)地方政治の改革 … 国家財政悪化の原因となった地方政治を改革することに力を入れる。

①定員外の国司や郡司を廃止

②[24. \_\_\_\_\_]を設置して、国司交代に際し、事務の引き継ぎを厳しく監察。

国史在任中の租税徴収や官有物の管理などに問題がない時に、新任国司から前任国司に対して与えられる[25. \_\_\_\_\_]の授受の審査にあたった。令に定められていない新しい官職である[26. \_\_\_\_\_]のうちのひとつである。

(3)兵制改革

■一般民衆から徴発する兵士の質の低下→792年東北や九州などの地域を除いて[27. \_\_\_\_\_]と兵士を廃止

↓

■郡司の子弟や有力農民の志願による少数精鋭の[28. \_\_\_\_\_]を採用。 ※十分な成果はあがらず。

(4)平城太上天皇の変

■[29. \_\_\_\_\_]の時代(806~809)

↓ ・桓武天皇の政治改革を引き継ぐ。病気の為、退位するが太上天皇としての権威と権力は保持。

■809年 [30. \_\_\_\_\_]即位

嵯峨天皇が病気→ 平城太上天皇が藤原[31. \_\_\_\_\_]・[32. \_\_\_\_\_]と共に平城京へ遷都。

↓

[33. \_\_\_\_\_]の発生

平安京の嵯峨天皇 VS 平城京の太上天皇

↓

810年 [34. \_\_\_\_\_](葉子の変)

嵯峨天皇が迅速な行動取り、仲成は射殺、平城太上天皇は出家、葉子は服毒。

※[35. \_\_\_\_\_]の設置…平城太上天皇の変の際、天皇の命令をすみやかに太政官組織に伝えるために設置された令外官。[36. \_\_\_\_\_]、巨勢野足が任命された。その役所が蔵人所で、所属する蔵人は天皇の側近として宮廷で重要な役割を果たすようになる。

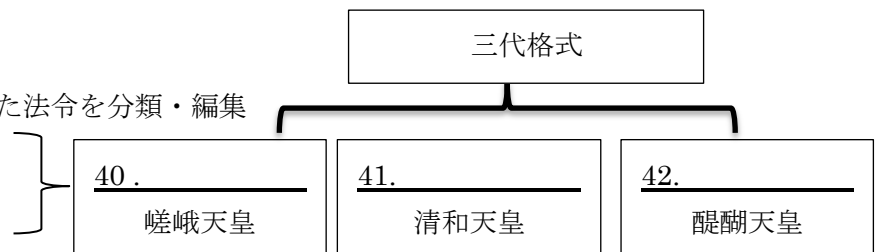
■816 [37. \_\_\_\_\_]の設置…平安京内の警備。後には裁判も行うようになり、京の統治を担う。

(5)嵯峨天皇の法制整備

・律令制定後、社会の変化に応じて出された法令を分類・編集

▶[38. \_\_\_\_\_]…律令の規定を補足・修正

▶[39. \_\_\_\_\_]…施行規則



※今日に伝わる格と式

・格→3代の格を集めて分類した『43. \_\_\_\_\_』 ・式→最も整った『44. \_\_\_\_\_』

※国司交代に関する規定 → 延暦・貞観・延喜の3代の『45. \_\_\_\_\_』

※令に関する編纂書

・『46. \_\_\_\_\_』…833年[47. \_\_\_\_\_]がまちまちであった令の条文解釈を公的に統一。

・『48. \_\_\_\_\_』…9世紀後半[49. \_\_\_\_\_]によって私的に編まれた令の諸注釈。